

# 令和6年度金山町資格取得支援事業のお知らせ

仕事に役立つ資格を取得した場合、経費の2分の1(上限1人8万円)\*を町が補助します。

※交付額は千円未満切り捨て

**対象者** 金山町内に住所を有する次のいずれかの方  
(令和6年度から年齢要件は満70歳までとしています。)

※申請者は補助の申請時において町税等に滞納が無いこと

※資格取得日から、引き続き金山町に1年間住所を有する方

1. 求職者…公共職業安定所に求職登録をしている無職の方

2. 在職者

①町内事業所に勤務している方

※経営者を含み1事業所につき同一年度3人まで申請可能

※原則として補助の申請者は経費を負担した事業主

(事業所の支店が町外に立地している場合でも、対象者が町民であれば可能。

なお、事業主は、経費を最後に支払った日において、法人の場合は事業所を、個人の場合は住所を町に有すること。)

(経費を在職者自身が負担した場合は本人申請可。その場合は、事業主から同意を得ていることが条件。)

②新庄・最上地域の事業所に勤務している方

※経費を在職者自身が負担した場合のみ申請可。その場合は、事業主から同意を得ていることが条件。

3. 学 生…高等学校・専門学校等に在籍している学生(町民で町外に通学している学生も可)

※補助の申請者は、未成年の場合はその保護者

※学生本人・保護者ともに、住所を金山町内に有すること。



**対象資格** 令和6年1月1日以降に取得した別表(裏面)に掲げる**国家資格**及び  
**国家検定等**(技能検定)※但し、建築に係る公的資格は対象となります。

例：土木施行管理技士、フォークリフト運転技能講習修了、電気工事士、危険物取扱者、大型自動車免許、情報処理技術者、食品衛生責任管理者など

※補助金の交付は、1人につき年度内1回を限度とします。

また、建築に係る公的資格に関して、事前に資格内容を担当までご相談ください。

**対象経費** 資格取得に必ず要する講習等の**受講料**(教材費含む)、**受験料**、**資格登録料**など  
※参考書の購入費や旅費等は除く

**申請期限** 令和7年3月31日まで



**手続き** 補助金交付申請書に次の書類を添えて産業課商工観光係へ提出

- ・受験に要した経費を明らかにする書類(領収書等)の写し
- ・資格を取得したことがわかる書類(合格通知や免許証等)の写し
- ・町税等について未納税額がない証明(納付状況の閲覧に同意された場合は不要)

※上記のほか、ハローワークカードや学生証の写しなどが必要になる場合があります。

※ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

**問** 役場産業課 商工観光係 ☎29-5640【直通】